

「多文化子育てサロン」設置促進事業 受託者募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

「多文化子育てサロン」設置促進事業

(2) 業務内容

別紙1 「多文化子育てサロン」設置促進事業 委託要綱」のとおり

(3) 委託の規模

1者につき943,179円（消費税及び地方消費税を含む）以内。

※ なお、政令第167条の16第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3いずれかに該当する場合は契約保証金の全部または一部を免除する。

(4) 委託期間

契約の日から2022年2月25日（金）まで

(5) 委託費の支払条件

精算払い。ただし、必要に応じて前金払いを認める。

2 応募資格

次の(1)から(8)のいずれの要件も満たしている法人又はその他団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 定款・規約等、及び役員等名簿を整備していること。
- (3) 現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- (4) 県内に事業所又は活動拠点を有していること。
- (5) 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法に基づく各種提出書類を適法に所轄庁に提出していること。
- (6) 企画提案書の受付期間において、愛知県から入札参加資格（指名）停止の措置を受けていないこと。
- (7) 企画提案書の受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 2018年度から2020年度までに「多文化子育てサロン」設置促進事業」を受託していない者であること。ただし、過去3年間に本事業を受託した団体であっても、その際に実施した市町村以外で実施する場合は、その限りではない。

3 選考方法

(1) 審査

- ・別に設置する「多文化子育てサロン」設置促進事業 受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、期限までに提出された企画提案書について、書面審査により、豊田市、半田市、大府市の各市で上位2者、計6者を選定した後、プレゼンテーションによる審査を行い、各市における最優秀企画提案者を1者、計3者を選定する。なお、提出された企画提案が2者以下の市については、第一次選定は実施しないものとする。
- ・審査結果は、確定後、速やかに企画提案者全員に文書で通知する。
- ・本審査で選定された提案者を受託候補者とし、愛知県と受託候補者両者により委託内容を協議の上、合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議を行う。また、期待する内容の提案がない場合には、全者不採用とする場合もある。
- ・プレゼンテーション当日の資料は、企画提案書とし、追加資料は認めない。また、プロジェクター等の機器は使用しない。なお、出席者は企画提案書記載の担当者を含む最大3名までとする。
- ・プレゼンテーションは1団体約20分（説明10分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。なお、プレゼンテーション時間は変更される場合もある。
- ・審査の会場、日時等の詳細は後日連絡する。

(2) 審査基準

選定委員会において、以下の項目等を基に総合的な評価・審査を行う。

ア 実施主体について

- ・事業を円滑に遂行できる体制となっているか（総括責任者や業務担当者にふさわしい経歴や実績をもつ者を配置しているか、適正な実施体制・人員数となっているか等）。
- ・本業務と関連する多文化共生推進活動や子育て支援活動等の履歴・実績があるか。

イ 「多文化子育てサロン」実施計画

(ア) 事業実施の確実性

- ・実施回数やスケジュールなどが妥当で、業務の実現可能性が示されているか。
- ・実施市町村と協力し、事業が確実に行われるような提案となっているか。

(イ) 普及への寄与

- ・市町村、保育所・幼稚園などをはじめとした他機関・団体に事業の必要性や意義について理解いただいた上で、連携して取り組むような工夫がなされているか。

(ウ) 事業の実施にあたっての創意工夫

- ・子育て支援センター、児童センター、既存の子育てサークルなど、既に子育てをしている保護者やその子どもが交流できる場として機能している機関と連携した企画を実施するための工夫が示されているか。
- ・参加者見込み数を達成できるような工夫が示されているか。
- ・各回、外国人親子及び日本人親子の双方が参加できるよう工夫が示されているか。

ウ 経費見積書について

- ・見積項目が具体的に示され、経費は業務量、内容に見合った適正かつ妥当なものとなっているか。

(4) その他

審査の内容、結果についての問い合わせには一切応じないものとする。また、異議申立ても一切認めないものとする。

4 企画提案

1 団体につき、1 件（1 市町村）の企画提案に限る。

(1) 提出書類

別紙2「企画提案書 作成要領」に基づき、以下の書類を作成・提出すること。併せて、定款・規約等、役員等名簿及び前年度の決算書を各 1 部提出すること。

ア 様式 1：提案応募書

イ 様式 2：業務実施体制

ウ 様式 3：実績報告書

エ 様式 4：社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

オ 様式 5：事業実施提案書

カ 任意様式：経費見積書

(2) 提出期限

2021 年 5 月 14 日（金） 午後 5 時まで（必着）

(3) 提出場所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室

TEL：052-954-6138（ダイヤルイン）

(4) 提出方法

上記（3）の提出場所に持参、郵送（書留郵便に限る）又は宅配便により提出すること。その他の方法（FAX、Eメール等）による提出は不可とする。

(5) 提出部数

9 部（正本 1 部、副本 8 部）

※ 提案応募書（様式 1）は正本のみに添付すること。

(6) 応募に関する問合せ先

本事業提案に関する質問は、電子メールにて 2021 年 5 月 6 日（木）午後 5 時まで受け付ける。愛知県多文化共生推進室 (tabunka@pref.aichi.lg.jp) 宛てに、件名を「多文化子育てサロン事業に関する問合せ」として送信すること。

質問に対する回答は、速やかに（最終の回答期限は 5 月 10 日（月））、多文化共生推進室の Web ページに掲載することとし、個別には回答しない。

5 注意事項

- ・企画提案書類作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書類は返却しない。
- ・要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- ・提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。提出後に企画提案の応募を取り下げの場合は、速やかに愛知県多文化共生推進室まで連絡するとともに、文書で愛知県知事に通知すること。
- ・受託後の企画提案書に記載された実施体制（統括責任者、業務担当者）の変更は原則として認めない。

6 説明会の開催

前述の応募希望者は、事前に本企画提案への前記2の応募資格を十分確認するとともに、下記の説明会に原則出席すること。

- (1) 日 時：2021年4月14日（水）午後2時から
- (2) 場 所：愛知県国際交流協会 研修室1
- (3) 参加申込：2021年4月13日（火）午後5時までに、電子メールで、件名を「多文化子育てサロン事業 説明会の参加申込み」として、団体名・連絡先・参加人数を明記の上、多文化共生推進室宛て（前記4（6）参照）に送信すること。